

## 令和8年度安芸太田町デジタルマーケティング業務委託仕様書

### 1. 業務の名称

安芸太田町デジタルマーケティング業務委託

### 2. 事業の背景と目的

本町では、移住定住推進に向けたデジタルマーケティングを導入し、公式移住サイトをはじめとするデジタル媒体の利活用を進めるとともに、公式LINEアカウントを中心とした関係人口の拡大および移住者獲得に取り組んでいる。

今年度も継続してデジタルプロモーションを実施し、交流・関係人口の創出拡大やウェブサイトの閲覧数増加を図る。これにより、本町の認知度向上と移住促進施策のさらなる推進を図ることを目的とする。

### 3. 業務の期間

契約締結の日の翌日から令和9年3月31日まで

### 4. 業務委託契約金額

2,200,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 5. 履行場所

安芸太田町内

### 6. 業務内容

#### (1) ターゲット分析

本町への移住・定住の促進に向け、ターゲット層の分析を行うとともに、効果的な訴求ポイントを整理すること。

#### (2) デジタル広告の運用

町公式移住サイト及び関連するランディングページ等への集客を目的として、デジタル広告の企画、制作、運用及び効果検証を行うこと。

#### (3) LINE 運用・キャンペーン

町公式LINEアカウントの友だち登録者数の拡大及び既存登録者との関係強化を目的として、次の業務を実施すること。

ア 町公式LINEアカウントの友だち登録促進施策を実施すること。

イ LINE公式アカウント登録とセグメントアンケートのキャンペーンを企画及び実施すること（年2回程度）。

(4) ランディングページ作成・更新

移住・定住に関する情報を効果的に発信するため、必要に応じてランディングページの新規作成及び既存ページの改修を行うこと。

また、訪問者に対して分かりやすく情報を提供し、関係人口の創出及び拡大につながる内容とすること。掲載内容には、空き家バンク、移住関連イベントその他移住支援施策に関する情報を含むこと。

(5) 「子ども爆伸び！全力応援あきおおたツアー」との連携・募集PR

ツアー実施に当たり、本町が別途委託する受託事業者と連携し、ツアー参加の募集に係るPR施策の企画及び運用を行うこと。

(6) 分析・報告

本業務の実施結果について分析及びデータ整理を行い、その成果及び課題を取りまとめた報告書を作成すること。また、分析結果を踏まえ、次年度以降の事業展開に向けた改善提案を行うこと。

(7) その他（協議事項）

本業務の目的達成に資する広報活動及びイベント等において、町と協議の上、実施すること。

## 7. 目標

本業務の成果目標は、以下のとおりとする。

(1) 移住サイトへの閲覧数の増加

R7年度 134,971pv ➡ 140,000pv

(2) 公式LINEの活用

総ともだち登録数 12,389人 ➡13,000人

有効登録者数 5,970人 ➡ 6,500人（ブロックを除く人数）

ブロック率 51.8% ➡ 50%

セグメントアンケート回答数 43人 ➡ 200人

(3) 子育て世帯移住ツアー集客（移住ツアー受託事業者連携）

ツアー参加者数：10組以上

リピート参加者数：80%以上（※2回以上参加した世帯数）

移住相談件数：7組以上

## 8. 実施方法

地域協働課と業務内容について協議の上、来庁又はそれに準ずるWeb会議（概ね月1回程度）等により実施すること。

## 9. 業務の指示監督等

- (1) 本業務を実施するにあたって、受託者は町の意図及び目的を十分理解した上で経験のある最上級の者を定め、かつ、適正な人員をもって業務ができるよう努力するとともに、正確丁寧に行うものとする。
- (2) 受託者は本業務を実施するにあたり、当該契約に基づき町が定める監督職員と常に密接な連絡を取り、その指示に従わなければならない。  
受託者は、業務上必要と思われるもので、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項並びに仕様書に明記していない事項については、本町と協議し、その指示に従わなければならない。

## 10. 成果物

次の成果物を紙媒体（正1部）及び電子データ（CD-R等又は町が指定する方法）で納品すること。

- (1) 安芸太田町デジタルマーケティング業務報告書

## 11. その他

- (1) 本業務の実施にあたり、本仕様書のほか関係法令、規則等を遵守すること。
- (2) 本業務の実施に伴い個人情報を取り扱う場合は、本町の個人情報保護条例を遵守し、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。
- (3) 本業務を円滑かつ適正に進めるため、打ち合わせ協議は、必要に応じてその都度行うものとする。
- (4) 本業務の実施にあたり、使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用权等の権利については、受託者において使用許可を得ること。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害したときは、受託者はその一切の責任を負うこと。
- (5) 本業務における成果品及びデータ等を含むあらゆる制作物については、本町に著作権が帰属するものとし、自由に加工、複製、ホームページへの掲載、増刷等を行い、公表できるものとする。